

# 令和4年度島根県公立学校育休任期付教育職員、臨時的任用教育職員 及び非常勤講師（会計年度任用職員）の募集（学校等勤務者向け）

島根県教育委員会

島根県公立学校の教育水準の維持向上を図るため、公立学校に勤務する常勤（育休任期付教育職員、臨時的任用教育職員）又は非常勤講師（以下「臨時的任用教員等」という。）の志願者を広く募集いたします。

## 1 対象者

### 1 島根県内の県立学校若しくは市町村立学校に勤務する臨時的任用教員等であり、令和4年度臨時的任用教員等としての勤務を希望する者

※ 令和4年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験受験者で、すでに「令和4年度島根県公立学校臨時教員希望届」を申請している者については、改めて申請する必要はありません。

### 2 島根県内の県立学校若しくは市町村立学校に勤務する教育職員（臨時的任用の者を除く）並びに教育庁及び教育機関に勤務する専門的教育職員であって、令和3年度末辞退職予定の者

※ 1年未満の任用となります。

※ 「令和4年度再任用教職員選考申込書」を提出している者については、改めて提出する必要はありません。

### 3 育休任期付教育職員は、昭和37年4月2日以降に生まれた者

## 2 募集内容

| 区分   | 校種          | 職種             | 教員免許等資格  |
|------|-------------|----------------|--|
| I    | 小学校         | 講師（常勤又は非常勤）    | 小学校教諭普通免許状所有者  |
| II   | 中学校         | 講師（常勤又は非常勤）    | 中学校教諭普通免許状所有者  |
| III  | 高等学校        | 講師（常勤又は非常勤）    | 高等学校教諭普通免許状所有者   |
| IV   | 特別支援学校      | 講師（常勤又は非常勤）    | 盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校（各領域）もしくは小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状所有者 |
| V    | 区分I～IVの学校   | 養護助教諭（常勤又は非常勤） | 養護教諭普通免許状所有者   |
| VI   | 区分III～IVの学校 | 養護助教諭（非常勤）     | 養護教諭普通免許状所有者   |
| VII  | 区分III～IVの学校 | 実習助手（常勤）       | なし   |
| VIII | 区分IVの学校     | 寄宿舎指導員（常勤）     | なし   |

（注）区分Iには義務教育学校（前期課程）、区分IIには義務教育学校（後期課程）を含みます。

## 3 勤務条件（給料等） ※令和3年度実績

### (1) 育休任期付教育職員

・任用期間： 育休休業する教員が請求した期間を限度とします。（育休休暇が短縮された場合等においては、人事異動を行うことがあります。）

・給 与： 学歴、経験年数によって給料月額を決定します（参考：講師の場合、22歳の大学新卒者にあつては約209千円。）また、通勤手当、住居手当、扶養手当、単身赴任手当、へき地手当、特地手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等を支給します。退職手当は「職員の退職手当に関する条例」等に基づき支給します。

なお、任用期間によっては昇給することもあります。

### (2) 臨時的任用教育職員

・任用期間： 1年以内に限られます。

・給 与： 学歴、経験年数によって給料月額を決定します（参考：講師の場合、22歳の大学新卒者にあつては約209千円。なお、60歳以上の者にあつては、再任用制度との均衡を考慮して、給料月額を決定します。）また、通勤手当、住居手当、扶養手当、単身赴任手当、へき地手当、特地手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等を支給します。退職手当は「職員の退職手当に関する条例」等に基づき支給します。

(3) 非常勤講師（会計年度任用職員）

- ・任用期間： 1年以内に限られます。
- ・給 与： 授業を実施する職は勤務時間数に応じ1時間あたり2,630円の報酬を支給します。また、児童生徒への指導を補助する職は勤務時間数に応じ1時間あたり1,840円の報酬を支給します。  
 なお、通勤事情を考慮して通勤手当に相当する報酬を支給します。また、任期6月以上かつ週あたり15時間30分以上勤務される方については、期末手当を支給します。

4 出願方法および提出書類等

臨時的任用教員等の志願申込は、原則、電子申請（しまね電子申請サービス）で受け付けます。

島根県教育庁学校企画課ホームページから申し込んでください。

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>



(1) 提出書類（様式は、ホームページからダウンロードできます。）

① 写真

令和3年5月以降に撮影されたもので、正面から上半身を撮影した jpeg 又は jpg 形式のものを添付すること。なお、郵送する場合は、縦4.5cm×横3.5cmの写真とすること。

② 経歴調査表

③ 教育職員免許状の所持を証明する書類

所持するすべての教育職員免許状について、下表に該当する書類を提出すること。なお、提出書類に記載された氏名から改姓・改名した者にあつては、改姓・改名を証明する書類（戸籍抄本等）を添付すること。ただし、令和3年度末辞退職予定の者は、現在勤務している校種以外の校種で任用を希望する場合のみ提出すること。

| 所持する免許状                           | 提出書類                               |
|-----------------------------------|------------------------------------|
| ・更新を行う必要のない免許状<br>・更新期限に達していない免許状 | 「教育職員免許状」の写し（A4サイズ、両面コピー）※1        |
| ・更新の手続きを行った免許状                    | 「更新講習修了確認証明書」の写し又は「有効期間更新証明書」の写し※2 |

※1 教育職員免許状取得見込みの者については、「教育職員免許状取得見込証明書」等、取得見込みであることを証明する書類を提出すること。

※2 免許更新の延期申請等を行った者については、そのことを証明する書類を提出すること。

参考：「教育職員免許状の修了確認期限及び有効期間について」

(注) 添付書類を郵送などで提出することとした場合は、電子申請による申込後速やかに、「志願書添付書類送付書」を添えて、学校企画課へ提出してください。

(2) 提出期限

育休任期付教育職員：令和3年11月19日（金）

臨時的任用教育職員及び非常勤講師（会計年度任用職員）：令和3年12月10日（金）

5 採用手続

- ・ 島根県公立学校臨時的任用教員等志願者名簿登載後、県教育委員会が採用又は委嘱をしようとするときは、志願者に電話で事前に連絡します。
- ・ 育休任期付教育職員については、選考試験（書類選考および面接試験）の合格者を名簿登載します。  
 面接試験：令和3年12月中旬（予定）

6 問合せ先

- 島根県教育庁学校企画課 所在地 〒690-8502 島根県松江市殿町1  
 電 話 小・中学校：(0852)22-6164／高等学校・特別支援学校：(0852)22-5411
- 松江教育事務所（松江合同庁舎内） 電 話 (0852)32-5777
- 出雲教育事務所（出雲合同庁舎内） 電 話 (0853)30-5680
- 浜田教育事務所（浜田合同庁舎内） 電 話 (0855)29-5701
- 益田教育事務所（益田合同庁舎内） 電 話 (0856)31-9675
- 隠岐教育事務所（隠岐合同庁舎内） 電 話 (08512)2-9772